

令和4年度「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」応募要領 改訂対比表

応募要領の内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改定箇所)

ページ・項目	改訂前	改訂後
8 2-2	(11) V2H充放電設備の設置およびその支払を完了し、実績報告期限日(令和5年1月31日(火))までに実績の報告をすること。	(11) V2H充放電設備の設置およびその支払を完了し、実績報告期限日 <u>(令和5年2月28日(火))</u> までに実績の報告をすること。
10 3-1	注3：実績報告の提出期限は令和5年1月31日(火)となります。実績報告が期限間際に集中することを避けるため、令和5年1月31日の期限間際ではなく、(工事もしくは支払い)完了の日から30日以内を目途に実績報告をしていただくようお願いします。	注3：実績報告の提出期限は <u>令和5年2月28日(火)</u> となります。実績報告が期限間際に集中することを避けるため、 <u>令和5年2月28日</u> の期限間際ではなく、(工事もしくは支払い)完了の日から30日以内を目途に実績報告をしていただくようお願いします。
13 3-10	・補助金の交付を受けるためには、令和5年1月31日(火)までにV2H充放電設備の設置工事を完了し、V2H充放電設備の購入費および設置工事費の全ての支払を完了させ、センターに実績の報告をすることが必要です。 ・実績報告が期限間際に集中することを避けるため、令和5年1月31日の期限間際ではなく、(工事もしくは支払い)完了の日から30日以内を目途に実績報告をしていただくようお願いします。	・補助金の交付を受けるためには、 <u>令和5年2月28日(火)</u> までにV2H充放電設備の設置工事を完了し、V2H充放電設備の購入費および設置工事費の全ての支払を完了させ、センターに実績の報告をすることが必要です。 ・実績報告が期限間際に集中することを避けるため、 <u>令和5年2月28日</u> の期限間際ではなく、(工事もしくは支払い)完了の日から30日以内を目途に実績報告をしていただくようお願いします。
13 3-11	・実績の報告期限は、令和5年1月31日(火)です。	・実績の報告期限は、 <u>令和5年2月28日(火)</u> です。
65 6	補助金の交付を受けるためには、令和5年1月31日(火)までにV2H充放電設備の設置工事を完了し、V2H充放電設備の購入費および設置工事費の支払を完了させ、センターに実績の報告をすることが必要です。 実績報告が期限間際に集中することを避けるため、令和5年1月31日の期限間際ではなく、(工事もしくは支払い)完了の日から3	補助金の交付を受けるためには、 <u>令和5年2月28日(火)</u> までにV2H充放電設備の設置工事を完了し、V2H充放電設備の購入費および設置工事費の支払を完了させ、センターに実績の報告をすることが必要です。 実績報告が期限間際に集中することを避けるため、 <u>令和5年2月28日</u> の期限間際ではなく、(工事もしくは支払い)完了の日から30日以

ページ・項目	改訂前	改訂後
	0日以内を目途に実績報告をしていただくようお願いします。	内を目途に実績報告をしていただくようお願いします。
110 第9条	交付規程第10条第1項に規定するセンターが別に定める実績報告の提出期限は、外部給電器にあつては令和5年3月1日（必着）、V2H 充放電設備にあつては令和5年1月31日（必着）とする。	交付規程第10条第1項に規定するセンターが別に定める実績報告の提出期限は、外部給電器にあつては令和5年3月1日（必着）、V2H 充放電設備にあつては <u>令和5年2月28日（必着）</u> とする。

令和4年度「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」応募要領 改訂対比表

応募要領の内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改定箇所)

ページ・項目	改訂前	改訂後												
12 3-8	・補助金の有効利用の観点から、計画変更が生じないよう、全体計画をよく検討し申請を行うようにしてください。	改行												
14 4-1	<u>VCG-663CN3</u> 定価 398,000 <u>VCG-663CN7</u> 定価 448,000	<u>VCG-663CN3</u> 定価 <u>4</u> 98,000 <u>VCG-663CN7</u> 定価 <u>5</u> 48,000												
18 4-2	●ハンドホールの搬入、運搬	●ハンドホールの搬入、運搬 <u>費</u>												
23 4-5	P-23	P-22 に <u>移動</u>												
40 5-9	※実績報告時には補助対象経費で申告した工事項目に該当する要部写真を提出の提出が必要となります。	※実績報告時には補助対象経費で申告した工事項目に該当する要部写真 <u>(削除)</u> の提出が必要となります。												
65 5-23	<u>※1：特例措置による申請の場合は施工前、施工後のどちらでも可</u>	<u>(削除)</u>												
116 参考2 実施細則	2-1. V2H 充放電設備メーカーとの関係性を確認 <table border="1"> <tr> <td>(1) 申請者の自社調達の場合</td> <td>当該調達品の本体価格に対する製造原価(注3)の比率をもって補助金交付額から利益相当額の排除を行う。</td> </tr> <tr> <td>(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合</td> <td>調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって補助金交付額から利益相当額の排除を行う。</td> </tr> <tr> <td>(3) 申請者の関係会社(上記(2))</td> <td>調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以</td> </tr> </table>	(1) 申請者の自社調達の場合	当該調達品の 本体価格に対する製造原価(注3)の比率 をもって補助金交付額から利益相当額の排除を行う。	(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって 補助金交付額 から利益相当額の排除を行う。	(3) 申請者の関係会社(上記(2))	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以	2-1. V2H 充放電設備メーカーとの関係性を確認 <table border="1"> <tr> <td>(1) 申請者の自社調達の場合</td> <td>当該調達品の製造原価(注3)をもって補助対象経費とする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合</td> <td>調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。</td> </tr> <tr> <td>(3) 申請者の関係会社(上記(2))を除く。)からの</td> <td>調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナ</td> </tr> </table>	(1) 申請者の自社調達の場合	当該調達品の 製造原価(注3) をもって補助対象経費とする。	(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。	(3) 申請者の関係会社(上記(2))を除く。)からの	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナ
(1) 申請者の自社調達の場合	当該調達品の 本体価格に対する製造原価(注3)の比率 をもって補助金交付額から利益相当額の排除を行う。													
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって 補助金交付額 から利益相当額の排除を行う。													
(3) 申請者の関係会社(上記(2))	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以													
(1) 申請者の自社調達の場合	当該調達品の 製造原価(注3) をもって補助対象経費とする。													
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。													
(3) 申請者の関係会社(上記(2))を除く。)からの	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナ													

ページ・項目	改訂前		改訂後	
	を除く。)からの調達の場合	下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって 補助金交付額 から利益相当額の排除を行う。	調達の場合	スの場合は0とする。)をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。
	2-2. V2H 充放電設備販売会社との関係性の確認		2-2. V2H 充放電設備販売会社との関係性の確認	
	(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。	(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
	(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上総利益率をもって 補助金交付額 から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。	(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上総利益率をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。
	(3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における営業利益率をもって 補助金交付額 から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。	(3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における営業利益率をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。
	3. 設置工事の利益等排除の方法		3. 設置工事の利益等排除の方法	
	(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。	(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
	(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上総利益率をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。	(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上総利益率をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。
	(3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における営業利益率をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。	(3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における営業利益率をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。